

# 1955年韓国における野党勢力間の統合の試みと失敗

高 城 建 人

## はじめに

李承晩政権期（1948-1960）そして広くは韓国政治のターニングポイントとなった出来事が1955年の民主党の結党である。なぜなら同党の結党により、これまで分裂された保守野党勢力が統合されることになったからだ。その後民主党はいくつか名前を変えつつも保守野党として存在感を示し続け、1987年の自由民主化に大きく貢献するようになる。また、1955年の民主党に結党は、保守野党勢力と革新野党勢力がはっきりと分裂する意味を持つ出来事でもあった。そして、李承晩政権崩壊後も両者は、両者は時には連携を、時には対立と分裂を通じて朴正熙政権（1961-1979）と全斗煥政権（1980-1988）に対抗していく。

そこで本稿では、李承晩政権の強硬的な憲法改正に反発した野党議員を中心として1954年下旬から1955年にかけて行われた韓国野党間の統合の試みについて述べていく。

1955年野党統合は、李承晩政権期の政治史において重要な出来事であったので、これまで多くの李承晩政権に関する先行研究において取り上げられてきた。しかし、これまでの先行研究は、曹奉岩という人物の野党統合との関わりにのみ焦点が当てられてきた。曹奉岩の人物研究の延長線上での研究が多かった<sup>1)</sup>。したがって1955年野党統合のみを重点的に取り上げた先行研究は少ないのが現状である。

1955年の韓国野党間の統合の試みを重点的に取り上げた数少ない研究としてキム・ジヒョンの研究があげられる<sup>2)</sup>。キム・ジヒョンの研究においては、1954年の11月末から翌年の1955年までの主要野党政治家間の統合の動きについて分析している。キム・ジヒョンの研究においては、1954年から1955年にかけての野党統合においての最大の焦点であった、彼の受け入れに反対した人々は自由民主主義という言葉を用いたと主張している。しかし、彼らが用いていた自由民主主義は、曹奉岩ら革新系列を排除するための手段にしかすぎなかったとキム・ジヒョンは主張している。その証拠としてキム・ジヒョンは、実際においては、後の民主党の創党時の綱領において自由民主主義という言葉が登場しなかったことをあげている。

キム・ジヒョンの研究においては1955年の野党統合の試みについて幅広い一次資料を駆使した実証的な研究を行っており、彼の研究によって曹奉岩の合流に反対した人たちはどういう主張を行ったのか、野党統合の試みはどのように展開されたのかの事実関係が明らかになった。

しかし、キム・ジヒョンの研究には以下の問題点がある。

まず、キム・ジヒョンの研究においては、野党間の統合の試みにおいて当時の野党間で争点

(特に経済思想)はなんだったかについての分析が欠如していることである。例えば、キム・ジヒョンは、当時多くの政治家が曹奉岩の受け入れに反対していた理由は彼の経歴と思想であったとしている。しかし、内容上において両者の思想は本当に両立不可能であったのかについて分析を行っていない。

次に、当時多くの保守野党政治家が曹奉岩の受け入れに反対した要因は何かの分析を行っていないことである。キム・ジヒョンの研究では、新党結成の際の主要人物の発言と考えが載っている新聞記事や雑誌、回顧録などを用いて新党結成をめぐる彼らの思惑について詳細な分析を行っている。他方で、当時多くの政治家が曹奉岩の受け入れに反対した構造的な要因(当時の時代状況)については述べていない。

最後に、1955年の野党統合の試みの失敗は、その後の韓国政治にどのような意義(影響)があったのかについてである。本稿では、以上3つの点を述べることにしたい。

使用する一次資料としては、当時の新聞と野党統合に参加した主要人物の回顧録と著書を用いることとする。また、保守野党政治家と革新野党政治家の記録を用いて彼らの政治、経済思想の比較を行う。比較する資料としては、革新野党政治家の資料としては、後に革新野党進歩党の指導者となる曹奉岩の記録物を用いる。保守野党政治家の資料としては、曹奉岩の受け入れに頑なに反対し、後に民主党の中心人物となる趙炳玉という人物が書いた著書である『民主主義と私』という著書及び彼の回顧録を中心として用いることとする。趙炳玉以外の野党政治家の資料としては、趙炳玉とともに曹奉岩の受け入れに頑なに反対した金度演と金俊淵、張勉という人物の回顧録と著書を用いることにする。

## 第1節 1954年の憲法改正に伴う野党勢力間の統合の試み

1954年11月の四捨五入を用いた半ば強硬な憲法改正を行った自由党に対し、野党勢力は互いに連携を試みる<sup>3)</sup>。

1954年11月当時の国会における野党勢力は、民主国民党に加え、興士団や朝鮮民主党など様々な勢力が占めていた<sup>4)</sup>。その中で憲法改正案に反対したのは民主国民党と興士団、それ以外の群小政党や李承晩政権に反対する無所属議員であった。彼らは、憲法改正案が可決されてからわずか2日後である11月29日に、護憲同志会という院内交渉団体を立ち上げる<sup>5)</sup>。そして、その護憲同志会には四捨五入という強引な方法で憲法を改正した政府および自由党のやり方に反発して新たに自由党を脱党した議員も加わるようになった<sup>6)</sup>。護憲同志会には、全国会議員(203人)の約3割近くである60人の国会議員が参加した<sup>7)</sup>。

野党統合の動きが本格化するのには、1954年12月になってからであった。例えば、12月1日には、郭尚勲副議長の副議長室で民議院違憲対策委員会が会議を開き、護憲同志会の名簿捺印と新党組織の具体化について話し合った<sup>8)</sup>。そして12月3日には、民議院意見対策委員会で選んだ7人委員会を新党結成促進委員会に改称することを決議する<sup>9)</sup>。そして12月6日には、7人で構成さ

れた新党結成促進委員会が協議が行われ、院内院外野党系人士を総網羅して新党発起委員会を組織することに合意がなされた<sup>10)</sup>。また、12月14日には、新党促進委員会で新党の性格についての話し合いが行われ、反共反独裁を原則とし、大統領中心制の政治体制ではなく、議会責任政治すなわち内閣責任政治の政治体制を支持する原則を志向するという形で合意が行われる<sup>11)</sup>。

野党統合の中心を占めていたのが、民主国民党と興士団などの保守野党系列であった。

民主国民党の中心人物には以下の特徴がある。それは、李承晩政権期に政府内で何らかの長官職を占めていた人物が多かったことである。例えば民主国民党出身の中で趙炳玉は、内務部長官(1950-1951)を、金度演は財務部長官(1948-1950)を、金俊淵は法務部長官(1950-1951)を、尹潁善は商工部長官(1949-1950)を務めていた。いずれも李承晩政権初期に閣僚を務めたあと、李承晩との関係悪化や対立などによって閣僚を辞任した人物が多かった。それに対し、非民主国民党出身の中では張勉が国務総理(1950-1952)、曹奉岩が農林部長官(1948-1949)を務めた以外は少なかった。

1954年12月に入って新党結党運動が徐々に高まる中で、李承晩自身も記者会見などで野党統合に関する見解を発表した。例えば、12月7日の記者会見に李承晩は、次のように発言している。

そしてさきほど(方今)六十餘を包摂した新党が台頭している模様であるが、それはすべて無用である(所用ないことだ)。お金や謀略等では民衆の支持を得ることができないであろう。新党になったとしても国事を正当に論じて民衆の確固たる支持がなければならず、私ももうひとつの政党を作って民衆の支持を得るように試して(試範して)みることにする<sup>12)</sup>。

人々の支持を得るためには、お金や謀略ではなく、国事をしっかりと論じる必要があると主張したのである。露骨に新党結成の動きを牽制する発言ではないが、新党統合が単なる私利私欲による野合になるべきではないと述べていた。

1955年当時の韓国のメディア状況は以下のものとなっていた。それは、1950年代当時韓国においてテレビはおろかラジオもあまり普及されていない状況であったので、メディアの中で新聞が大きな比重を占めていたことである。

そして当時の韓国の新聞は、親民主国民党系列の『東亜日報』と『京郷新聞』、中立新聞である『朝鮮日報』、親政府的な性格を持つ『ソウル新聞』などに分かれていた。したがって1954年から1955年にかけての新党結成(野党統合)の試みの際に『東亜日報』や『京郷新聞』などで新聞記事のみでなく、多くの社説を出していた。『東亜日報』と『京郷新聞』の社説の多くは野党統合を支持する論調であった。

他方で中立新聞である『朝鮮日報』においても新党結成の動きに関心を表明していた。例えば1954年12月9日の新聞においては、「立憲政治と野党」(執筆者の名前未掲載)というタイトルの社説を発表している<sup>13)</sup>。そして同社説においては、「議会政治は多数決を原則とする以上、執権する政党はある程度安定勢力を確保すべきであるが、理論上においては与党と野党の勢力分布が

比等（ママ）であることが憲政の正道のためには望ましい。新党はどこまでも国家と国民のための政党でなければならない」と書いて、新党結党の動きを支持する論調を述べている<sup>14)</sup>。当時野党新聞紙であった『京郷新聞』、『東亜日報』のみでなく、中立紙である『朝鮮日報』においても肯定的な論調を展開していたことをみると、当時の世論は新党結成に好意的であったことが見て取れる。

そしてその後も新党結成に向けての準備が着々と進み、1954年12月24日には、新党促進委員会において「新党発起趣旨文」を発表する。趣旨文の内容（一部抜粋）は以下のものとなっている。

私たちはもう一度厳肅に私たちが自由民であることを宣言し、私たち大韓民国が民主国家であることを確認する。輝かしい3・1運動の伝統を継承し、時代思潮の理急を採択して自由と民主と進歩の基礎の上に建設された私たちの祖国が偉大な理想を守護育成させるために三千万が奮起努力すべき時は再び来た。外敵の蹂躪から保衛された自由と民主主義は今内部の自傷から衰退の道を歩んでいる悲崩な現実が私たちの前に逼頭したのだ。省略。私たちの自由と民主独立への道はただ民主勢力を集結強化させることにある。私たちはこの集結した勢力で共産主義と一切の非民主的要素を排除し、自由人権を伸長させるべきで、すべての政治権力を憲法と法律の権威のもとで隷属させ、健全な代議政治と責任政治の制度を確立させるべきで社会正義に立脚した収奪のない国民経済体制を発展させるべきで民主友邦と協調提携を通じた平和的国际秩序の樹立を期しなければならない<sup>15)</sup>。

「新党発起趣旨文」の内容を見ると、野党議員は、李承晩政権と与党に対して以下の対抗談論を提示して彼らとの違いを明確にしようとしたことがわかる。それは、①立憲主義、②代議制民主主義、③自由主義<sup>16)</sup>の3つである。それは、①状況主義、②国民の直接意思の重視、③国家主義、を掲げていた当時の李承晩政権とは違うものであった。

1954年11月の憲法改正の際に政府と与党自由党は、当時の国家危機という状況主義言説と「国の重要国策の最終的な決定権は国民に委ねるべきだ」という直接民主主義言説、そして四捨五入（203人の三分の2は、135.333…であり、人以外の小数点は切り捨てることが原則であるので、135が憲法改正の定足数であり、憲法は成立した）という方法を用いて憲法改正を行った<sup>17)</sup>。それに対して野党は、「すべての政治権力を憲法と法律の権威のもとで隷属させ、健全な代議政治と責任政治の制度を確立させるべき」として政府と与党の主張に対抗しようとしたのである。

他方で「新党発起趣旨文」においては、新党結成勢力内部で後の対立の種も内包していた。それは収奪のない国民経済体制という内容である。すなわち、それは単に国家からの経済干渉の排除といういわば19世紀型の自由放任経済（国家からの自由）を意味するのか、それとも国家が地主や資本家から国民の利益を保護し、富の再配分の保障を行ういわば20世紀型の福祉経済

(国家への自由)を意味するののかの問題であった<sup>18)</sup>。

## 第2節 曹奉岩の受け入れ問題に伴う野党勢力間の分裂

1954年末から野党統合に向けて進みつつあったが、ひとつの問題が発生していた。それは、曹奉岩の受け入れについてであった。曹奉岩は日本の植民地時代において共産主義活動を行っていた。1945年の解放後彼は、従来の共産主義活動から転向して大韓民国の政府樹立に参加し、初代農林部長官(1948-1949)や国会副議長(1950-1954)<sup>19)</sup>などを務めていた人物であった。

曹奉岩と李承晩との関係であるが、李承晩政権成立当初は、農林部長官を務めるなど、李承晩との関係は悪くはなかった。むしろ、政府樹立当初の曹奉岩は農地改革をめぐる民主国民党と頻繁に対立していた<sup>20)</sup>。そして、1950年には民主国民党が提出した議院内閣制への憲法改正に反対する立場を国会で表明<sup>21)</sup>するなど、民主国民党と対立していた。

曹奉岩と李承晩の関係が悪化するようになるのは、1952年8月の第2代大統領選挙になってからであった。1952年の第2代大統領選挙で出馬したことをきっかけに李承晩から政敵として認識されるようになる<sup>22)</sup>。特に革新系の中心人物であった曹奉岩は、反李承晩の中心人物として浮上りつつあった。

曹奉岩の受け入れ問題が本格化したのは、1955年に入ってからであった。1954年末の時点で曹奉岩は、野党統合に参加しておらず、参加するかどうかの公式的な意見表明も行っていなかった<sup>23)</sup>。1月初旬頃には、「参加しないのが新党のため<sup>24)</sup>」という曖昧な立場表明を行っただけであった。

野党統合勢力内部でも曹奉岩の受け入れ問題をめぐって意見が分かれるようになった。例えば1955年1月18日には、郭尚勲副議長室で開催された護憲同志会総会において、新党推進の経過報告聴取と同時に曹奉岩の受け入れ問題について議論があったが、賛成側と反対側との意見対立によって結論を得ることができなかった<sup>25)</sup>。

野党統合勢力の中では、曹奉岩の受け入れに反対する人物(後に自由民主派と呼ばれる勢力)と受け入れに賛成する人物(後に民主大同派と呼ばれる勢力)にわかれて対立した。曹奉岩の受け入れに反対した主要人物としては、趙炳玉と張勉、金俊淵と金度演であった。それとは反対に、曹奉岩の受け入れに賛成した主要人物としては、徐相一と張澤相、愼道晟であった<sup>26)</sup>。

多くの先行研究においては、曹奉岩の受け入れ問題をめぐって野党統合勢力内で対立していた背景には、新党の主導権争いがあったと述べている。すなわち、野党統合において曹奉岩など革新勢力を排除し、自らの権力を拡大したいという保守勢力の思惑によるものであったとしている<sup>27)</sup>。

むしろ、「保守系の人物は自らの影響力拡大のために曹奉岩の受け入れに反対した」という従来の先行研究の主張は、もっともな指摘である。実際、1955年の民主党の結党以後、党内の主導権をめぐって旧民主国民党出身の旧派(趙炳玉などが中心)と新たに合流した新派(張勉など

が中心)にわかれて対立するようになった。旧派と新派の対立は、朴正熙政権期(1961-1979)の最中である1960年代まで続くことになる。後に保守野党勢力同士の統合の結果できあがった民主党内で旧派と新派が自派の権力掌握のために激しく対立していたのを見ると、曹奉岩の受け入れ問題で対立していた要因のひとつは、野党統合勢力同士の権力掌握問題であったことは確かである。

しかし同指摘は、以下の問題点がある。それは、後に対立することになる民主国民党出身人物(後の旧派)と新たに合流する保守系の野党勢力(新派)との間は、(民主国民党結党後激しく対立するようにはなるものの)1955年の統合段階ではなんとか妥協を模索できて合流できた。それに対し、曹奉岩とその周辺人物とは、最初から野党統合が挫折した。従来の先行研究では、それぞれの明暗を分けたのはなにかについて明らかにしていない。

そこで注目すべきことは、曹奉岩の経済思想・政策と保守野党主要人物の経済思想・政策とはどれほどの違いがあったのかということである。たとえ表面的であったにせよ、民主国民党と新たに合流する保守野党勢力は、自由民主主義を掲げており、曹奉岩は建前としてはともかく内容上においては、社会民主主義を掲げていた。そこで問題となるのは、民主国民党など保守系が掲げた自由民主主義と曹奉岩が掲げた社会民主主義は内容上において調整が完全に不可能であったのかということである。

それを確認するためには、保守系の主要人物の経済思想と曹奉岩のそれとを比較する必要がある。保守系の主要人物の経済思想として参考になるのが、民主国民党の主要人物であり、1956年の申翼熙死去後、民主党のリーダーになる趙炳玉の経済思想である。

例えば、趙炳玉は、野党統合が模索されはじめた1954年12月において、『東亜日報』の社説で、12月17日から12月28日までの計12回にわたって「新民主主義を提唱する」というタイトルのコラムを掲載している<sup>28)</sup>。

その特徴としては、社会民主主義を社会主義の一部として否定的に述べつつも、1930年代にアメリカが行ったニューディール政策を資本主義の修正だとして肯定的に述べていることである。ニューディール政策に対する肯定的な評価を見てみると、国家の経済介入を否定したわけではなかったと考えられる。

趙炳玉が、自由放任主義(レッセフェール)経済を主張していたわけではなかったことは趙炳玉の「新民主主義」におけるその他の記述を見ても明らかである。趙炳玉は、「新民主主義」において、国家のある程度の経済介入を認めるような記述を残している<sup>29)</sup>。

他方で趙炳玉は、「新民主主義を提唱する」というコラムを掲載する前である1954年8月の『東亜日報』新聞のコラムにおいて、従来の主要産業を国営と官営とする統制経済<sup>30)</sup>から自由経済へと移行する憲法改正案の内容に原則的に賛成するという記述も残している<sup>31)</sup>。同コラムにおいて彼は、「自由主義経済体制を樹立し中小商工業者の発展を謀り、産業再建に拍車を加えて、外国資本の導入限界を明確にするという条件で原則的に賛成する」と述べている<sup>32)</sup>。

8月の憲法改正案に対する『東亜日報』のコラムにおける記述と12月の「新民主主義」とい

うタイトルの『東亜日報』のコラムの記述を照らし合わせてみると、趙炳玉は経済問題について次のように考えたのではないかと思われる。

趙炳玉が一番懸念していたのは、国家の肥大化と政経癒着に伴う腐敗であったのではないかと考える。すなわち、国家機構の肥大化によって野党、そして個人々の自由が脅かされることに懸念を示したのである。ただ趙炳玉は、先述したように経済格差と経済不平等の懸念から完全な自由放任を主張したわけではなく、国家が経済問題にある程度調整と介入を行うべきだとも主張した。

趙炳玉が「新民主主義」という概念を打ち出した背景には、従来の自由放任とも社会民主主義とも違うイデオロギーを出そうと試みたことが見て取れる。

以上が趙炳玉の打ち出した「新民主主義」という概念の概要であるが、そこでひとつ論点となることがある。それは、福祉政策の有無の問題である。すなわち、国家による経済介入を認めるとしつつもそれでは福祉政策をどうすべきか（国家が中心となって行うべきかそれとも民間に任せるのか）ということであった<sup>33</sup>。また、ニューディール政策と社会民主主義とは思想的系譜（ニューディール政策は、ウィルソンのニューフリーダムやホブハウスなどのニューリベラリズムなどといった社会自由主義系統、社会民主主義はベルンシュタイン綱領やウェット夫妻などの社会主義系統）は全く異なるものであった。すなわち、①福祉政策の有無、②思想的系譜、以上2つにおいてニューディール政策と社会民主主義は異なっていた。

実は、趙炳玉の記述においては、福祉についての記述は見られない。すなわち趙炳玉は、国家によって独占資本（トラスト）を統制するだけであるのか、それとも国家がイニシアティブを取って富の再分配を行い、貧富の格差を是正（すなわち、国家が貧しい人々に福祉を施すべきか）するのかに関して明確な記述を行っていない。趙炳玉が1950年代当時イギリスなどで行っていた福祉政策を知らなかったはずはないので、福祉政策の導入に対しては、国家の行き過ぎた介入を招き、人々の勤労意欲の低下などを理由として消極的であったことが見て取れる。

以上が、趙炳玉の経済思想及び彼が理想としたニューディール政策と社会民主主義との違いである。それでは、当時の韓国において社会民主主義がうまく機能する土台（政治、経済、社会条件）はあったのかについて述べていくことにする。

社会民主主義（特に社会民主主義経済政策）が政治と社会でうまく機能していくためには、以下のことが必要となっていく。それは、①イデオロギースペクトラムが偏狭ではなく、思想の自由が許され、②与党だけでなく、野党も社会民主主義政策（実質的に社会民主主義的な政策も含む）に対するコンセンサスがあることである<sup>34</sup>。そうでなければ、野党から不信感を招くだけでなく、社会主義国家のように国家による思想統制を通じて個人々の自由の制限を招くことになるからである。

それでは1950年代の韓国のイデオロギー状況はどうであったのだろうか。それを踏まえるうえで、参考となるものがソン・ホチョルの研究である。例えばソン・ホチョルの研究では、朝鮮戦争を契機として韓国のイデオロギー地形は急速に右傾化したと述べている。それを裏付けるも

のとしてソン・ホ Chol は、1945年から1954年にかけての各団体の経済綱領と歴代憲法の経済条項をあげている。例えば、解放当初朝鮮半島南部では左派の団体のみではなく、韓国民主党など右派においても主要産業の国営化を含めた国家による経済介入を認める綱領を掲げていたし、その後制定した1948年の憲法においても国家による主要産業の国営化を明記していたとしている。それに対して、1950年代においては、1954年の憲法改正によって従来の統制経済から自由経済へとの変更や韓国民主党の後継政党である民主党の経済綱領の変化など、右傾化が進んだとしている<sup>35)</sup>。

社会民主主義などといったグレーゾーンでさえ認めないイデオロギー地形が韓国に急速に形成されつつあった。

実際、1955年の与野党のみならず、野党内部においても社会民主主義へのコンセンサスを阻害したのは、国家が経済問題に介入すべきかどうかという根本的な話ではなかった。先述したように、趙炳玉と曹奉岩は福祉問題について若干の相違点があったが、国家による経済介入をある程度許容したという点では同じであったともいえる。それにも関わらず、曹奉岩の受け入れに反対する多くの保守系の野党政治家は、内容ではなく、社会主義と関連するという理由で否定的な反応を示していた。

社会民主主義について政府や与党とのコンセンサスはおろか、内容上においてそれほど明確な差異がなかったにも関わらず、統合を推進しようとする野党内部ですらコンセンサスが得られない状況であった。その背景となったのは、①曹奉岩個人に対する不信感に加え、②社会民主主義を社会主義の一部（亜流）だとみなす、当時保守政治家を中心とした偏狭なイデオロギー認識、③当時韓国が抱えていた構造的な問題、以上3つあった。

①の曹奉岩個人に対する不信感であるが、例えば曹奉岩の受け入れに反対した代表人であった趙炳玉は、自らの回顧録においては次のように述べている。

ところで新党発起途中曹奉岩氏の入党問題によって多く論難（ママ）が続出した。

私は曹奉岩氏の政治理念の問題のために彼の新党加入に頑強（ママ）に反対した。私は米軍政の警務部長にいたるときから曹奉岩氏の政治的行跡をよく知っているからだ。

曹奉岩氏は南労党ヘゲモニー争奪戦において軍政の暴力征服に反対したがゆえに朴憲永に敗北し反幹派として追い詰められたのである。彼は本質的に共産主義者であり、彼の著書「当面課題」において社会主義者だと自任し自らの政治的理念が変わらないことを明かしたのである。

したがって曹奉岩氏は政治的方便だとして政治的改宗をしたのであると私は考えていたので、彼の新党介入に積極的に反対したのである<sup>36)</sup>。

趙炳玉は、曹奉岩が転向したのは、朴憲永との主導権争いでの敗北に伴う機会主義的行動に過ぎず、彼は根っこから共産主義者であり常に警戒が必要であると主張していたのである。



曹奉岩への不信感は自由民主派の多くの政治家に共通してみられるものであった。例えば李承晩政権の初代財務部長官を務め、野党統合運動に参加した金度演も自らの回顧録において、「彼（曹奉岩）の政治的性分（ママ）をよく知っていたので、彼と合作することに頑なに反対した<sup>37)</sup>」と述べている。同じく金俊淵も「[収奪なき国民経済体系を発展させなければならない]という経済に関する曹奉岩の主張は一見よさそうにみえる。しかし、私はそれが不可（そのままにしておくわけにはいかない）であることを指摘した。これは社会主義理論だと（私は）言明した。もし、彼と共にすることになれば私は新党に参加しないとはっきりと極言した」と述べている<sup>38)</sup>。趙炳玉と同様、金俊淵も曹奉岩の経歴を理由として反対する姿勢を取っていたのである。また、李承晩政権期に国務総理を務めていた張勉も曹奉岩の受け入れに対して頑なに反対意見を表明した<sup>39)</sup>。民主国民党だけでなく、保守系人物のほとんどが曹奉岩に対して不信感をもっていたといえる。

しかし、先述したように福祉問題の有無の点以外では、経済政策に関して趙炳玉と曹奉岩はあまり違いがみられない。趙炳玉は自らが掲げた「新民主主義」において、ニューディール政策を事例にあげて経済格差の是正のための国家介入は仕方ないという見解を表明している。また、趙炳玉は、曹奉岩が書いた「我々の当面課題」の内容を問題視していた。しかし、曹奉岩の同著の内容は、反共主義かつ反北朝鮮のみでなく反ソ連、反中国の姿勢を明確に表明している<sup>40)</sup>。すなわち、曹奉岩は決して東側陣営が優れているとは主張しておらず、宥和的な姿勢を示してもいない。

「我々の当面課題」の主張の中でひとつ問題になるとすれば、それは転向者問題、そして中間派の問題である。例えば、曹奉岩は、「過去に仮に共産主義運動を行った者であっても、彼らに更生の機会を与えるべきだ」と主張していた<sup>41)</sup>。また、「過去に大韓民国単独政府樹立に反対し、南北協商を主張した人であっても彼らをも包摂する姿勢を取る姿勢を見せるべきだ」とも主張していた<sup>42)</sup>。同姿勢は、「大韓民国が樹立した1948年以後に政治に参加した元共産主義者や中間派は、あくまで機械主義的動機によって参加しただけであるので、到底信頼することができない」と主張して転向した共産主義者のみでなく、中間派をも排除し反共主義を明確にしていた保守野党の政治家とは明確に異なっていた。

日本の社会党と比較した場合、理念的な側面に関して曹奉岩の主張は、日本の社会党右派（そして後の民主社会党）に近いものであった<sup>43)</sup>。すなわち彼の主張と考えは、①東側の共産主義、社会主義を批判して東側諸国と距離を取り独自の路線を取っていたこと、②議会政治と政党政治を推進し、その枠内での漸進的改善を模索していたこと、③特定階級を基盤とする階級政党ではなく、国民政党を模索していたこと、以上3点の特徴を持っていた<sup>44)</sup>。

また曹奉岩は、政党を軸とした議会が中心となって政治を行うべきだという議会中心主義的な考えを持っていた。それは、民主政治において政党と議会の役割を強調した趙炳玉（その他保守野党政治家をも含む）の民主主義思想と共通していた。趙炳玉（及びその他の保守野党政治家）にとっては、政党と議会の役割を軽視し、国民の直接意思たるものを重視していた李承晩よりも

むしろ曹奉岩の方が民主主義思想に関しての共通点が多かった。そうした曹奉岩の路線でさえ、保守野党の政治家は、彼が元共産主義者という理由だけで明確な拒否姿勢を示していた。

それでは、経済政策に関して保守野党勢力同士が全く同じ考えを共有していたのかかというところ、決してそうではない。例えば、新たに合流しようとした保守野党勢力（後の民主党新派）は、国家による経済介入をできるだけ排除すべきだと主張していた。その代表人物が朱耀翰と金永善という人物である。彼らは、『思想界』などの雑誌を通じて国家による経済介入をすべて排除すべきだと主張していた<sup>45)</sup>。同主張は、社会民主主義ほどではないが、経済問題の是正のために国家がある程度介入しなければならぬと主張していた趙炳玉のそれとは明確に異なるものであった。

すなわち、共同歩調を取っていた保守野党政治家同士でも経済問題に関して趙炳玉と金永善、朱耀翰とは全く異なっており、趙炳玉はむしろ曹奉岩と近い考えを持っていた。

同事実は、趙炳玉を含めた保守野党政治家の多くが曹奉岩の受け入れに反対していた大きな理由は、彼の経歴による偏見、そして長年続いていた対立、そして現実的な問題によるものだと考えられる。

②社会民主主義を社会主義の一部（亜流）だとみなす、偏狭なイデオロギー認識も保守政治家で共通してみられるものであった。例えば趙炳玉は、新聞記事や著書において社会民主主義は社会主義の一部だと主張していた。そして彼は、社会民主主義者もひっくるめてすべて同じ共産主義者、社会主義者だとみなしていた。

偏狭なイデオロギー認識は、③1950年代韓国の政治、社会構造という当時の時代状況的な問題も存在していた。例えば李承晩は、自らと対立する政敵を共産主義者というレッテルを貼って排除する姿勢を取っていた。その代表例が1952年5月26日の国際共産党事件、同年6月20日に起こった国際倶楽部事件や1953年に起こったニューデリー密会でっち上げ事件<sup>46)</sup>、そして新党結成の最中に起こった不穩文書投入事件<sup>47)</sup>であった。特に国際倶楽部事件においては、反李承晩という性格を明確にただけで、彼らに内乱陰謀という疑惑をもたせて反李承晩の中心人物が連行された事件であった。多くの保守政治家が曹奉岩の受け入れに反対したのは、李承晩の政敵がすべて容共主義者、社会主義者であると李承晩政権によってみなされていた現状において、曹奉岩を受け入れてしまうことは、李承晩政権から弾圧される口実を作ることを意味した。

朝鮮戦争間もない状況においてイデオロギースペクトラムが非常に偏狭な状況になりつつあったことは国会議員選挙に当選した顔ぶれにも表れている。それは、1950年の国会議員選挙と1954年国会議員選挙を比較しても一目瞭然となる。1950年の国会議員選挙においては、選挙立候補をボイコットした1948年の国会議員選挙と違って多くの中間派が国会議員選挙に参加し、金奎植、趙素昂、安在鴻など中間派の中心人物の多くが国会議員に当選した。しかし、1954年の国会議員選挙においては自由党が過半数を超え、中間派の人物は減少した。

また、朝鮮戦争中に中間派の多くが北朝鮮軍によって拉致された<sup>48)</sup>。むしろ中間派の人は無事避難に成功した人も多くいたが、以前より勢力は減少した。

そして当時韓国におけるイデオロギーに対する寛容性のなさは李承晩政権が社会に対して行っ

た政策においても現れている。例えば、朝鮮戦争中においては、国民保導連盟事件や居昌虐殺事件や老斤里虐殺事件など、北朝鮮に加担したという疑惑だけで多くの人々が無実の罪を着せられて虐殺されていた。すなわち、専ら反共主義が絶対的な価値となりつつあり、それに少しでも抵触すると活動しづらい状況となりつつあった。

1950年代半ばの以上の背景が、多くの保守政治家が曹奉岩の受け入れ及び社会民主主義そのものに対する拒否感を示した要因であったといえる。

他方で、曹奉岩と彼の受け入れに反対した大半の保守政治家とを仲裁しようと試みた人物も多くいた。その代表人物が、前副大統領であり、民主国民党の実質的なリーダーであった金性洙であった。彼は曹奉岩に対して転向表明を行うよう勧めた。そして金性洙は、1954年の年末から1955年の年始にかけて曹奉岩の受け入れに反対する民主国民党の人物の説得も試みた。例えば金性洙は曹奉岩と面会を行い、新党勢力内での曹奉岩受け入れ反対意見を緩和させるために、曹奉岩に対して過去の共産主義活動を反省する声明書を発表するよう要請する。また、翌年である1955年1月18日には、民主国民党の幹部たちを金性洙自らの自宅に招き、「私たちが新党を行う際、曹奉岩が過去を反省するという声明書を発表したらともに活動を行ってもいいのではないか」と述べ、金俊淵など曹奉岩の受け入れに反対する人々の説得を行った<sup>49)</sup>。

### 第3節 野党勢力統合の試みの失敗

金性洙は、病を押して仲裁を試みていたが、1955年に入ってますます病状が悪化するようになる。そして金性洙は、仲裁を行ってから間もない1955年2月18日に死亡する<sup>50)</sup>。そして金性洙が死去してから4日後である2月22日曹奉岩は「新党に関する声明書」を発表し、新党結成に積極的に協力・参加していくと述べた<sup>51)</sup>。

しかし、野党統合勢力内の力関係は、金性洙の死亡に伴い、曹奉岩排除へと傾くようになった。そして1955年2月下旬には曹奉岩を排除するという決定が行われる<sup>52)</sup>。曹奉岩の受け入れ拒否へと流れが傾く中、曹奉岩の受け入れに賛成していた人々の多くも野党統合から手を引くようになる。例えば、張澤相は、新党に参加せずに曹奉岩とともに行動する。また、同じく曹奉岩の受け入れに賛成していた徐相一も野党統合から離脱する<sup>53)</sup>。

保守系の政治家によって曹奉岩の受け入れ排除へと進むと、曹奉岩は新党への合流を断念し、徐相一などとともにも別の新党を結成しようと試みる。

そして、曹奉岩を排除した保守野党勢力による新党結成準備は着々と進むようになった。例えば、1955年6月9日には、尹潁善の自宅で会合が行われ、新党発起準備委員会に関する話し合いが行われた<sup>54)</sup>。その翌月である7月8日には7月17日までに発起準備委員会を構成するとの宣言が出され<sup>55)</sup>、7月17日には侍天教教堂で新党発起準備委員会が開催された<sup>56)</sup>。そして同委員会内において新党の党名や党憲、具体的な公約制定に関する話し合いが行われた。新党発起準備委員会発足から約1か月半後である9月1日には、新党の具体的な組織図が制定されると同時に党名

を民主党にすることが正式に決定された<sup>57)</sup>。そして1955年9月19日には、結党大会が開かれ、ついに保守統合野党としての民主党が誕生した<sup>58)</sup>。そして民主党の党綱領としては、自由経済などが提示された。民主党に参加した国会議員は33人であった<sup>59)</sup>。そして、民主党に参加しなかった国会議員は、1955年12月16日に憲政同志会という院内交渉団体を結成し、民主党と行動を別にした。憲政同志会は1957年1月24日まで活動を続け、その後政友会（1957年12月24日まで）へと名称を変更する<sup>60)</sup>。

1954年11月末から始まった野党統合運動は革新系を排除した形で終わったのである。

一方排除された曹奉岩を中心とする革新勢力も進歩党（仮）を立ち上げて<sup>61)</sup>支持者を集めることになる。そして1956年の大統領・副大統領選挙後、革新勢力同士の統合に向けて具体的に動きはじめる。しかし、結党準備の最中、党の路線や曹奉岩個人に対する不信感などの要因により、曹奉岩系列と徐相一系列に分裂して互いに対立するようになる。そして対立の結果、徐相一系列が離脱し、革新勢力の統合は失敗に終わる。最終的に曹奉岩と彼を支持する勢力のみで1956年11月10日に結党式が行われ、進歩党が正式に誕生する<sup>62)</sup>。1956年の進歩党結党後も革新勢力統合の試みは翌年の1957年まで続いたが、失敗に終わる<sup>63)</sup>。そして、徐相一系列は進歩党が結党された翌年である1957年に10月15日に結党式を開き、民主革新党を結成する<sup>64)</sup>。

こうして野党勢力は、主に保守系の民主党と革新系の進歩党と民主革新党とに分かれたのである。

#### 第4節 自由党・民主党・進歩党の政策綱領比較

第2節と第3節では、野党勢力の統合の試みと失敗、民主党と進歩党、民主革新党の結党過程について述べた。それでは、自由党と民主党、進歩党は政策綱領でどのような政策を掲げていたのだろうか。また、それぞれの政策綱領の特徴と違いは何であろうか。本節では以上のことを述べていきたい。

自由党、民主党、進歩党の政策綱領をまとめたものが表1である。

表1 自由党、民主党、進歩党の政策綱領比較<sup>65)</sup>

	自由党	民主党	進歩党
政府形態	大統領制の推進	議院内閣制の推進	議院内閣制の推進
政治・行政政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>①行政機構の統合整理</li> <li>②中央行政事務の地方官署への大幅移譲</li> <li>③行政事務の簡素化</li> <li>④中央及び地方の公務員数の削減を断行</li> <li>⑤緊急以外の支出抑制</li> <li>⑥公務員の質的保障のために賞罰の断行と公務員の身分保障、官紀の粛正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①護憲遵法精神の具現</li> <li>②選挙に対する官権の介入の排除</li> <li>③公務員の生活及び身分保障と公務員の政治化防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①政府による有害無益な干渉を一掃</li> <li>②警察制度を刷新し、厳正中立をはかる</li> <li>③執行権限の大部分を地方自治団体に移譲して中央行政機構を大幅に縮小して公務員数を減少させる</li> <li>④公務員の待遇改善、官紀粛清</li> <li>⑤公務員の任用と昇進に関して厳正な試験制度を実施</li> <li>⑥ソウル特別市と各道知事の公選制の確立</li> </ul>
経済政策	<ul style="list-style-type: none"> <li>①健全財政の執行と公明正大な税制運営</li> <li>②自立経済の確立と国際収支の均衡</li> <li>③中小工業の育成と失業者の完全雇用</li> <li>④産業経済の復興と関係する諸立法の整備</li> <li>⑤帰属財産積立金の積極的な使用</li> <li>⑥経済援助の拡充と効率的運営の実施</li> <li>⑦金融の民主化と正常的な金融政策の育成</li> <li>⑧農業銀行、農業協同組合及び農業教導院の早期実施</li> <li>⑨国営企業の民営化の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①農村協同組合運動の積極的推進</li> <li>②農村負担の軽減</li> <li>③農村需要物資と労働資金の円滑な供給及び適切な農村価格の維持</li> <li>④治山治水及び水利事業の促進</li> <li>⑤基幹産業の早期建設</li> <li>⑥経済援助の効率的利用</li> <li>⑦中小商工業の積極的な保護育成</li> <li>⑧外換及び貿易に関する一貫的な政策の樹立</li> <li>⑨水産及び地下資源の積極的な開発</li> <li>⑩租税制度の合理化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①現物税の廃止と金納制を実施。雑賦金その他の農民負担の禁止</li> <li>②直接耕作しない者の土地所有の禁止と小作制度の禁止</li> <li>③部落単位での農村協同組合を組織</li> <li>④穀物価格の調節維持</li> <li>⑤徴兵制度を改善して農業労働力の枯渇防止。酪農及び農村工業化の促進</li> <li>⑥肥料行政を根本的に刷新し、適正単一価格で農村協同組合を通じた直接配給制を実施</li> <li>⑦国家による農業保険制の実施</li> <li>⑧農村の電力化を造成すると同時に農村近代化の促進</li> <li>⑨灌漑水利施設の拡大強化し山林を保護すると同時に林野は当該部落協同組合共有とする</li> <li>⑩現在国有化されている産業施設の国有化継続と基幹産業の新設拡充のための国家の財政投資を拡大</li> <li>⑪個人資本の所有権を完全保障し基幹産業を含めたすべての企業への私的投資の増大を奨励</li> </ul>

			<p>⑫中小企業家、技術者、技能者の協同による生産組合の組織を奨励し、その運営を資金で援助することで必需生産の向上をはかる</p> <p>⑬国家産業貿易のために貿易を国家管理し、密貿易を厳禁する</p> <p>⑭生産力の急速な発展と迅速な自立を実施するために年次計画の樹立、法令化。政府によって執行と動員を行う</p> <p>⑮経済計画の執行と監督を行うために官民共同の経済計画委員会を設置</p> <p>⑯遠洋漁業を奨励するための資金投入と特定区域を漁民協同組合に移管管理させる</p>
外交政策	<p>①休戦協定の破棄</p> <p>②国連加入の推進</p> <p>③北進統一の推進</p> <p>④対日外交の従来主張の貫徹</p>	①民主友邦（ママ）との協力による外交の正常的推進	①武力による北進統一に反対。平和統一を推進
教育政策・社会保障政策	<p>①道義教育強化</p> <p>②実業教育に重きを置く</p> <p>③義務教育の完遂</p> <p>④戦傷軍人及び遺族への支援</p> <p>⑤労働者の権利擁護と完全雇用を指向</p>	<p>①国民基本生活の保障</p> <p>②社会保障制度の確立と医療の機会均等、都市住宅問題の解決</p> <p>③戦災民及び避難民と失業者に対する救援方針の確立</p> <p>④義務教育費国家負担の増強と教育に関する雑種金賦課の根絶及び大学教育の内容充実</p> <p>⑤文化人、文化財の保護と科学技術の奨励</p> <p>⑥女子の地位向上</p> <p>⑦戦傷軍警及び遺族に対する支援政策の確立</p>	<p>①極度に商業化された現行教育制度を根本的に革新し、初等教育から最高学府に至るまで漸進的な国家保障制を実施</p> <p>②外国制度を盲目的に模倣した現行（1950年代当時）の6・3・3・4の学制を再検討し、韓国の実情に合うよう教育年限を短縮して国民教育以外は実業教育と専門教育に重点を置く</p> <p>③原子力を平和的に利用促進できる科学技術体系の確立と技術者待遇を立法化</p> <p>④国民の健康な娯楽を奨励。文化人と文化財の保護、伝統的な固有文化を振興して先進国家の新しい思想と新しい芸術を採取することで民族的な新しい文化を創造</p> <p>⑤国民医療制度の確立</p> <p>⑥国民年金の確立</p> <p>⑦戦傷軍警及び遺族への補償、入隊家族の生活の保障及び退役軍人の職業保障の徹底</p>
国防政策	<p>①国軍装備の現代化促進</p> <p>②入隊者の待遇改善</p> <p>③兵役行政の公正化</p>	①国防力の確保。特に精兵主義の強化、兵役負担の公正化	①国防治安など非生産的な財政支出を国家総予算の3割程度にとどまらせ、国庫収支の均衡確立

表1の結果を踏まえ、政治、経済、外交、社会保障、国防それぞれの政策に対する自由党、民主党、進歩党の共通点と相違点は以下である。

政府形態に対して自由党は大統領制を主張している。それに対して民主党と進歩党は議員内閣制の導入を主張している。政治・行政政策に関しては、表1に照らしてみると、3つの政党ともほぼ共通している。違いがあるとすれば、自由党が選挙における官権の介入と公務員の政治的中立化について触れていない反面、民主党と進歩党が警察など公務員の政治的中立化を明記していることである。

経済政策についてであるが、政府による経済介入を認める点に関しては、3党とも同じである。しかし、その程度に関してはやや異なってくる。自由党が国営企業から民営化の促進を明記し、民主党の綱領においても国営化を推進するという記述はみられない。他方で表1でもみられるように進歩党は、国家による諸産業への具体的な介入を認める記述を残しているのみならず、国有企業の継続と拡大を明記している。すなわち、完全な自由放任を認めず、国家が経済に介入する点に関しては3党とも共通しているが、関与度合いに関しては、違いが生じている。

外交政策についてであるが、自由党は武力統一を掲げて反共主義を明確にしているのみならず、日本に対しても強硬的な姿勢を示している。それに対して進歩党は自由党の掲げる武力統一に反対して平和統一を掲げている。他方で民主党は、武力統一には反対しないものの、他の民主諸国（西側諸国）との協調を強調していたこと、日本に対して強硬的な姿勢を取っていないことに関して自由党と異なっていた。それと同時に明確な反共主義を掲げていた点で民主党は進歩党とも異なっていた。

社会政策に関しては、自由党が道義教育の強化を通じて国家による教育への介入を主張した。それに対し、民主党と進歩党は国家による教育への経済負担以外には国家による教育への介入を控えていたことが主な違いであった。他方で、民主党と進歩党とを比較すると以下の違いがあげられる。それは、国民年金制度や国民医療制度など、国家による体系的かつ全面的な福祉制度に関して民主党が具体的な政策を掲げていなかったのに対し、進歩党がそれらの制度の導入を主張していたことである。すなわち、経済政策同様、社会保障政策に関しても国家がイニシアティブを取って諸制度を構築すべきかどうかに関して民主党と進歩党は異なっていた。

国防政策に関しては、自由党と民主党は国防力の確保を主張して軍縮には懐疑的であるなど、両者の間で目立った違いはみられない。それに対して進歩党は国家予算における国防費の比率の明確ななど、国防費拡張に限度を設けようと試みている。

以上が、諸政策に関する3党の比較である。比較を踏まえた結果、自由党と進歩党に対する民主党の特徴は以下であったといえる。それは、国家による政治干渉を排除する（自由党との違い）と同時に国家の行き過ぎた経済介入に関しても懐疑的（進歩党との違い）であったことである。

## 第5節 野党勢力統合失敗の意義

1955年の野党統合の政治的意義については以下のことがあげられる。

まず、反李承晩勢力の性格が保守野党と革新野党にはっきりわかれたことである。そして保守野党勢力と革新野党勢力との緊張関係は、後まで続いていく。

次に保守系が革新系とは違うオルタナティブを提示する契機となったことである。1955年の野党統合決裂後、保守系は政府とも革新系列とも違う民主主義思想を掲げる必要にせまられた。

こうして新たに結党した民主党は、保守野党の民主主義思想を確立していくようになる。

保守野党の民主主義思想の特徴は以下のものであった。

まず、政治においては、自由主義、立憲主義、代議制民主主義、エリート主義、多元主義を掲げる<sup>66)</sup>。それらの諸思想はすべて反共主義を前提とするものであった。その後、韓国の保守野党は、国家安保を理由として恣意的に憲法改正を行いかつ代議制民主主義の原則を無視して野党を弾圧しようとする政府に対して対抗する姿勢を見せるようになる。

そして経済においては、自由放任には懐疑的であったものの、国家の過渡な経済介入とそれによって生じる国家の肥大化と政経癒着を警戒する政策を掲げた。

それは、国家の積極的な経済介入（後の朴正熙政権と全斗煥政権。ただし、配分よりも成長優先）、反自由主義、国家コーポラティズム、反代議制民主主義を掲げる1988年以前の韓国の政府とも、国家による富の再分配、そして1958年の進歩党事件以後急進化し、階級闘争を掲げる後の革新系の民主主義思想とも違う民主主義思想であった。

1958年の進歩党事件以後、曹奉岩が掲げた社会民主主義路線が挫折し、議会など政治の表舞台から事実上排除されると、革新系列は社会民主主義路線を事実上捨て<sup>67)</sup>、非合法的闘争へと展開していくようになる。

こうして1958年から1987年までの約30年の期間（保守野党が政権を取った1960年から1961年までの期間を除く）において反政府勢力は、議会での合法的な枠組みで闘争を行う保守野党（合法野党<sup>68)</sup>）と議会と制度圏外で闘争を行う革新勢力に分かれるようになった。

そして、両者は時には連携を、時には対立と分裂を通じて活動を行っていく。

### まとめ

1954年に李承晩政府が行った強引な憲法改正をきっかけに李承晩政府に反対する野党議員たちは、護憲同志会という院内交渉団体を作り出し、1954年12月から野党統合に向けて動き始めるようになった。しかし、順調のように見えた野党統合運動も曹奉岩の受け入れをめぐって対立が発生する。野党統合勢力の中で曹奉岩の受け入れに反対する人々（後の自由民主派）と受け入れに賛成する人々（後の民主大同派）にわかれて対立した。そうした対立に対して民主国民党の実質的リーダーであった金性洙は、両者を調整しようと試みた。しかし、1955年2月18日に彼



が死去すると、新党の動きは曹奉岩の排除へと傾くようになる。

曹奉岩の受け入れに反対する人々は彼の経歴と彼の思想を理由として反対していた。その代表人物が趙炳玉である。しかし、経済思想に関して曹奉岩と彼の受け入れに反対する人々との間にそれほど大きな差があったのかというと決してそうではない。例えば、格差の是正のための国家による経済介入を認めていた点で趙炳玉と曹奉岩は一致していた。むしろ国家による経済介入を排除すべきだと主張していた旧民主国民党出身以外の他の保守野党政治家（後の民主党新派）の方が趙炳玉の経済思想と違っていた。

結局のところ曹奉岩の合流を阻害する要因となったのは、彼が持っていた思想の中身そのものという内部的な要因よりも、曹奉岩個人に対する偏見（ミクロ的な要因）と朝鮮戦争によるイデオロギースペクトラムの偏狭（マクロ的な要因）といういわば外部的な要因の方が多かったといえる。1950年代当時の政治社会空間においては、社会主義はおろか第3の路線をも排除する雰囲気形成されていた。

そして、保守系の野党政治家たちは、曹奉岩と彼に同調する革新系列を排除したあと、1955年9月に民主党を結党する。一方、新党結成から排除された曹奉岩は自らの支持勢力を集めて進歩党（仮）を立ちあげる。両者の緊張関係は、進歩党が解散された1958年まで続いた。

1955年の野党統合の失敗はその後の韓国政治において、①野党勢力における保守勢力と進歩勢力の分裂、②保守野党勢力の対抗オルタナティブの提示とアイデンティティの確立、以上2つをもたらした事件であった。そして1955年に成立した保守統合野党である民主党は、その後名前を変えつつも、1980年代まで韓国の主要野党として存在し続ける。他方で革新系列は、進歩党事件後、活動の場所を議会という政治制度圏から広場闘争といういわば非政治制度圏へと移すようになった。保守野党勢力と革新勢力との協力と緊張関係は、1987年の自由民主化まで続いていく。

## 註

- 1) 曹奉岩との関係で1955年の野党統合の試みを扱った先行研究としては、鄭太栄、『曹奉岩と進歩党』、ハンギル社、1991年（原語韓国語）パク・テギョン、『曹奉岩研究』、創作と批評、1995年（原語韓国語）ヤソ・ジュンソク、『曹奉岩と1950年代（上）』、歴史批評社、1999年（原語韓国語）などがあげられる。また、李英石、『野党40年史』、人間社、1987年（原語韓国語）、イ・ギテク、『韓国野党史』、白山書堂、1987年（原語韓国語）、シム・ジヨン、『韓国政党政治史』、白山書堂、2017年（原語韓国語）のように韓国政党政治史全体の中から1955年の野党統合の試みを扱った研究も存在する。
- 2) キム・ジヒョン、「1955年民主党創党期自由民主主義論の排除政治」、『韓国近現代史研究』第47集、2015年。（原語韓国語）
- 3) キム・ジヒョンによると、民主国民党が野党統合を模索したのは実は1954年11月末が初めてではなく、1953年11月22、23日の民主国民党の大会において新党結成とそれにとまなう解党の立場を

表明したという。キム・ジヒョン、前掲書、223-224 項。

- 4) 1954 年 11 月末から 12 月にかけての当時の国会議員の勢力分布については、『国会史：制憲国会～第 6 代国会』、國會事務處、1971 年、を参照。
- 5) 「改憲波動に決意闡明護憲同志會聲明発表」、『東亞日報』、1954 年 12 月 1 日。(原語韓国語)
- 6) 「集團脱黨継続? 昨日自由黨 12 議員離脱」、『東亞日報』、1954 年 12 月 10 日。(原語韓国語)  
 なお、自由党を脱党した議員の中で代表的な人物として後に韓国の大統領(1993-1998)となる金永三があげられる。
- 7) 護憲同志会に参加した国会議員は以下である。尹炳浩、金度演、鄭重愛、徐東辰、千世基、金永善、鄭成太、金判述、金喆、鄭濬、曹在千、文鐘斗、徐寅洪、朴在洪、尹亨南、李錫基、愼道晟、金俊淵、郭尚勲、張澤相、朴己云、崔天、權五鐘、金永詳、金意俊、鄭一亨、權仲敦、曹萬鐘、申珥休、趙炳玉、尹普善、李炳洪、陸完國、金正皓、金東郁、曹泳珪、蘇宣奎、鄭在浣、朴鐘吉、白南軾、崔甲煥、金壽善、李雨茁、閔泳南、金達鎬、宋邦鏞、邊鎮甲、李哲承、錢鎮漢、梁一東、金善太、尹濟述、柳珍山、金義澤、朴海楨、金相敦、崔榮哲、任興淳、申翼熙、李仁。1954 年 12 月当時護憲同志会の所属メンバーについては、國會事務處、『國會史：制憲國會～第 6 代國會：資料篇・[3]』、國會事務處、1971 年、221-222 頁(原語韓国語)を参照。
- 8) 「新黨結成確定的」、『東亞日報』、1954 年 12 月 2 日。(原語韓国語)
- 9) 「新黨結成再邇(ママ)昨日促進委発足させるために運動展開」、『東亞日報』、1954 年 12 月 4 日。(原語韓国語) なお、7 人委員会のメンバーは以下である。趙炳玉、張澤相、蘇宣奎、郭尚勲、尹炳浩、鄭一亨、柳珍山。
- 10) 「新黨工作快速調「発起委」組織に合意」、『朝鮮日報』、1954 年 12 月 8 日。(原語韓国語)
- 11) 「新黨運動具體的結實段階へ。政策、理念樹立に努力、責任内閣制の實実合意注目処」、『東亞日報』、1954 年 12 月 16 日。(原語韓国語) キム・ジヒョン、前掲書、226 項から再引用。なお、キム・ジヒョンの研究も同じ内容を引用しているが、筆者がキム・ジヒョンの引用元であると書いている 1954 年 12 月 15 日の東亞日報(論文では記事名未掲載)を調べてみても、同日に同内容についての記載はなかった。翌日である 16 日の東亞日報の記事に同内容の記事が発見された。しかし、キム・ジヒョンの情報源をもとに検索を行ったので、再引用と記載した。
- 12) 「自主經濟確立に努力新党云々は所用(ママ)ないこと」、『東亞日報』、1954 年 12 月 8 日。(原語韓国語) しかし、李承晩は、12 月 10 日に再び談話を行い、新党を結成する意図はないと述べている。「新黨結成する意図ない。李大統領政黨政治理念解明」、『京郷新聞』、1954 年 12 月 11 日。(原語韓国語)
- 13) 「立憲政治と野党」、『朝鮮日報』、1954 年 12 月 9 日。(原語韓国語)
- 14) 同上。
- 15) 「結束で既成組織を超越」、『東亞日報』、1954 年 12 月 26 日。(原語韓国語) キム・ジヒョン、前掲書、227 項から再引用。
- 16) 「新党発起趣旨文」の内容に照らしてみると、護憲同志会が掲げた自由主義の内容は、積極的自由(国家への自由)を意味するのではなく、消極的自由(国家からの自由)を意味するものだと考えられる。
- 17) 『第 19 回国会臨時會議速記録第 91 号』、1954 年 11 月 29 日、1 項。(原語韓国語)
- 18) キム・ジヒョンも、經濟綱領において進歩側は分配問題のみを理念綱領として採択すべきだと主張したのに対し、保守側は生産問題も採択すべきだと主張したとしている。そしてこの問題(經濟綱領)は今後、進歩と保守の葛藤を予期させるものであったとしている。キム・ジヒョン、前掲書、227 項。
- 19) 曹奉岩の経歴については、パク・テギョン、『曹奉岩研究』、創作と批評、1995 年(原語韓国語)の

著書を参照。

- 20) 農地改革において、一番論争となったのは、地主への補償額であった。農林部は 15 割を、民主国民党の前身であった韓国民主党は 30 割を主張してお互い対立していた。対立は、最終的に農林部が主導した農地改革法の通過によって帰結した。そして、農地改革は、1950 年 3 月から実施された。
- 21) 『第 6 回国会定期会議速記録第 49 号』、1950 年 3 月 10 日、11-12 項（原語韓国語）
- 22) 曹奉岩と李承晩との関係については、ソ・ジュンソク、『曹奉岩と 1950 年代（上）（下）』、歴史批評社、1999 年（原語韓国語）を参照。
- 23) ただし、1954 年 12 月 28 日の『朝鮮日報』の新聞記事によると、非公式的で個人的なものではあるとしつつも、伝わる場所では、新党促進七人委員の中の某氏と会った際に曹奉岩は彼（某氏）に無条件で合流するという言質を与えたという。もし、それが事実であるなら、曹奉岩は、1954 年の時点から新党に合流する気があったことになる。「新黨の輪郭具體化、自由黨動搖は安定態勢」、『朝鮮日報』、1954 年 12 月 28 日。（原語韓国語）
- 24) 「新黨中枢に興黨で秋波、大きな「官職」を与えるという誘因説」、『京郷新聞』、1955 年 1 月 10 日。（原語韓国語）キム・ジヒョン、前掲書、229 項から再引用。
- 25) 「曹氏包摂論争」、『朝鮮日報』、1955 年 1 月 19 日。（原語韓国語）なお、『朝鮮日報』の記事によると、曹奉岩の受け入れ問題について、多数議員（受け入れ賛成）と民主国民党一部人士（受け入れ反対）との間で意見対立があったとしている。
- 26) 前国会議長であった申翼熙については、彼が曹奉岩の受け入れに賛成したのかどうか今日においても議論が分かれているところである。これまでの先行研究においては、曹奉岩の受け入れを支持したという説とどっちつかずの態度を取っていたという説とに分かれている。なお、申翼熙自身は回顧録を残しておらず、当然同出来事に対する記述も伝わっていない。伝わっているのは周辺人物の証言のみである。
- 27) キム・ジヒョンによると、保守系の人物が自らの権力欲のために曹奉岩の受け入れに反対したという後の研究での指摘は、既に 1955 年当時の新聞においても主張されていたとしている。キム・ジヒョン、前掲書、229-230 頁。
- 28) 同コラムに掲載された内容は、後である 1959 年に趙炳玉が刊行した『民主主義と私』という著作にも収録されている。
- 29) 趙炳玉の経済思想については、拙著、「1950 年代における趙炳玉の民主主義思想の特徴 — 李承晩との比較を通じて —」、『比較文明』第 38 号、2022 年、を参照すること。
- 30) 1948 年に制定された初代憲法（制憲憲法）において、憲法の条文のうち 84 条から 89 条までが経済に関する条文であった。第 85 条においては、鉱物及びその他の重要資源の国有化を、第 86 条においては、農民への農地分配を、第 87 条では、電気、水道、ガスなどといった公共性を持つ企業の国営または公営化と対外貿易を国家の統制下に置くこと記されていた。1954 年の憲法改正まで続いた。
- 31) 「民主主義は逆行するのか、主に改憲案是非を中心に (11)」、『東亜日報』、1954 年 8 月 25 日。（原語韓国語）同タイトルのコラムは、1954 年の 8 月 10 日から 8 月 25 日まで計 11 回にわたって『東亜日報』で掲載されている。『東亜日報』に掲載されたコラム内容は、後に彼の『民主主義と私』という著書にも収録された。
- 32) 同上。
- 33) 実際、アメリカのニューディール政策と社会民主主義との違いは福祉政策の有無である。アメリカでは、全国民を対象とする保険制度は長らく形成されなかった。
- 34) 実際、第二次世界大戦以後のイギリス政治（1945-1979）は、サッチャー政権（1979-1990）が登場するまで、労働党と保守党の両政権において、社会民主主義政策が取られていた。その背景には、保守

党と労働党とのコンセンサス（バックリズム）であった。

- 35) ソン・ホ Chol, 『現代韓国政治：理論と歴史 1945-2003』、社会評論、2003年、121-129頁。（原語韓国語）
- 36) 趙炳玉、前掲書、1986年、318頁。
- 37) 金度演、『私の人生白書』、カンウ、1968年、269項。（原語韓国語）
- 38) 金俊淵、『私の道』、東亜出版社、1966年、40頁。（原語韓国語）
- 39) 張勉が曹奉岩の受け入れに積極的に反対していたことは、趙炳玉や金俊淵の回顧録でも表れている。例えば、先述した金俊淵の回顧録においては、「曹奉岩は勿論であり、曹奉岩系列が入ってきても自己（自身）は新党に参加しない」と張勉が断固とした姿勢を示していたと述べている。金俊淵、前掲書、1966年、41頁。ただし、当の張勉は自らの回顧録において、曹奉岩の受け入れに反対した事実とその理由について記していない。
- 40) 「我々の当面課題」の内容については、チョン・テヨン、オ・ユソク、クォン・デボク編集、『竹山曹奉岩全集1』、世明書館、1999年、175-236頁（原語韓国語）に収録された原文を参照。
- 41) チョン・テヨン、オ・ユソク、クォン・デボク編集、前掲書、1999年、213-219頁。
- 42) チョン・テヨン、オ・ユソク、クォン・デボク編集、前掲書、1999年、210-213頁。
- 43) 社会党右派の主張の特徴及び社会党右派と社会党左派との違いについては、原彬久、『戦後史のなかの日本社会党 — その理想主義とは何であったのか —』、中公新書、2000年、を参照。
- 44) 曹奉岩の社会民主主義思想の特徴については、チョン・テヨン、オ・ユソク、クォン・デボク編集、『竹山曹奉岩全集1~6』、世明書館、1999年、という1次資料に基づく筆者の分析及び脚注1で紹介した曹奉岩に関する先行研究を参照。
- 45) 朱耀翰と金永善を中心とした民主党新派の経済談論については、チェ・ミンソク、「韓国自由主義談論に対する批判的研究、1945~1970：『思想界』を中心に」、ソウル大学校大学院博士学位論文、2021年、を参照。
- 46) ニューデリー密会でつち上げ事件とは、民主国民党の代表であった申翼熙が1953年5月にイギリスのエリザベス2世の戴冠式に参加したあと、帰国道の途中であるインドのニューデリーで朝鮮戦争中に北朝鮮によって強制的に拉致されて北朝鮮で暮らしていた趙素昂と密会を行ったという疑惑事件である。密会の内容としては、非共産主義、非資本主義に基づく第3路線を韓国と北朝鮮で確立して統一を模索するということであった。ニューデリー密会でつち上げ事件は、証拠不十分で申翼熙は無罪となったが、同事件の波及は大きく、同じ民主国民党出身であった趙炳玉も申翼熙を疑っていた。同事件が特に波紋が強かったのは、申翼熙が当時国会議長を務めておりかつ民主国民党の中心人物であったことであった。ニューデリー密会でつち上げ事件は、共産主義のみでなく、第3の路線も当時の韓国では全く認められないことを証明する事件であった。
- 47) 不穏文書投入事件とは、野党勢力による新党結成に向けての話し合いが進んでいた1954年12月18日に、申翼熙や金俊淵など野党人物6人の自宅に北朝鮮人民委員会最高委員会名義の「平和統一呼訴文」という不穏文書（怪文書）が届いた事件である。不穏文書の内容は、南北平和協定の提案を骨子とするものであった。同事件は、文書が届けられた当事者（金俊淵）の国会本会議での暴露と真相究明要求によって調査が開始され、調査の結果、当時憲兵司令官であった元容徳の指示による政府の自作自演であったことが1955年3月に判明された。同事件を起こした理由として元容徳は、「本当に反共思想を持っているかどうか野党人物の思想を確認するため」であったと述べている。政府が同事件を起こした目的として「野党勢力の統合の動きを牽制すると同時に共産主義と関連させて野党政治家を弾圧させる口実を作るため」ということが現在の学会の通説である。不穏文書投入事件の概要については、ホ・ドサン編著、『建國の元勳朗山金俊淵』、自由知性社、229-230頁（原語韓国語）、を参

照。

- 48) 先述した中間派の代表人物である金奎植、趙素昂、安在鴻はすべて朝鮮戦争中、北朝鮮軍によって拉致されて北朝鮮へと渡り、現地で生涯を終えている。
- 49) 金俊淵、前掲書、1966年、40頁。なお、金性洙の同様の発言に対して金俊淵本人は、「数年前にそのような声明書を述べたのならともかく、今になって声明を行うことは到底信用できない」と述べて頑なに反対したと記している。
- 50) 「仁村金性洙先生十八日午後五時桂洞自宅にて死去」、『東亜日報』、1955年2月20日。(原語韓国語)
- 51) 「微力ながらも参加」、『朝鮮日報』、1955年2月23日。(原語韓国語)
- 52) キム・ジヒョンによると、新党結成の中枢部が曹奉岩排除へと最終決定したのは1955年2月26日であったとしている。キム・ジヒョン、前掲書、232項。
- 53) 金度演、前掲書、1968年、270項。金度演は徐相一は新党結成に参加してほしかったものの、拒否されたとしている。徐相一は、1945年の韓国民主党の時から約10年間同党で活動をつづけた党内の重鎮的な存在であったが、曹奉岩の受け入れ問題によって長年所属し続けていた党を離れることになった。
- 54) 「新黨九人委、九日にも会同」、『京郷新聞』、1955年6月10日。(原語韓国語)
- 55) 「制憲節まで発起準委構成」、『朝鮮日報』、1955年7月9日。(原語韓国語)
- 56) 「予定通りに会議開催」、『朝鮮日報』、1955年、7月17日。(原語韓国語)
- 57) 「党名は民主党」、『朝鮮日報』、1955年、9月3日。(原語韓国語)
- 58) 「民主党歴史的発足」、『東亜日報』、1955年9月20日。(原語韓国語)
- 59) 民主党創党に参加したのは以下である。趙炳玉、郭尚勲、尹炳浩、金度演、金俊淵、尹潛善、金東辰、鄭重彦、金相敦、金永善、閔泳南、金義澤、李錫基、鄭一亨、金判述、曹泳珪、柳珍山、金善太、崔天、李哲承、蘇宣奎、金泳三、曹在天、尹亨南、鄭在浣、申正浩、千世基、申翼熙、韓東錫、成元慶、玄錫虎、鄭成太、申珪休。現職国会議員のうち、民主党創党に参加したメンバーについては、國會事務處、前掲書、1971年、223-224頁を参照。
- 60) 1955年当時の野党国会議員の所属先については、國會事務處、前掲書、1971年、221-225頁(原語韓国語)を参照。
- 61) 1955年と1956年当時はいくまで任意団体であり、正式に、結党式を行ってはいなかった。
- 62) 「進歩黨十日結黨」、『京郷新聞』、1956年11月11日。(原語韓国語)
- 63) 1957年の革新勢力同士の統合の試みと挫折については、パク・テギョン、前掲書、1995年、259-265頁(原語韓国語)を参照。なお、パク・テギョンは、1957年の革新勢力統合の試みが挫折した要因として①政治路線の違い、②政府による弾圧、以上2つがあったとしている。
- 64) 「民主革新黨発足」、『朝鮮日報』、1957年10月16日。(原語韓国語)
- 65) 自由党、民主党、進歩党の政策綱領については、民議院事務處、「國會交渉團體の變遷と各主要政黨社會團體の消長、その政綱政策黨憲」、民議院事務處、1957年(原語韓国語)で記載された内容もとに筆者作成。
- 66) 当時の民主党が多元主義、エリート主義を公然と掲げたわけではない。しかし、国会や新聞記事での主張は事実上エリート主義、多元主義に近いものであった。
- 67) 進歩党事件で解党処分を受けたのは進歩党のみであり、すべての革新野党の活動が禁止されたわけではない。実際、進歩党事件以後も民主革新党などいくつかの党が議席獲得に向けて活動を行い続けた。しかし、議会内などといった政治の表舞台における革新勢力は脆弱のままであり、進歩党事件以後、同事件以前の勢いを取り戻すことはできなかった。
- 68) 進歩党事件が起こった1958年から1987年までの約30年間にわたるすべての時期において保守野党

が常に合法的な地位を持っていたわけではない。例えば、1961年に朴正熙によるクーデターの後、民主党は強制的に解散され、民主党に所属していた多くの政治家は規制によって数年間政治活動が制限された。また、1980年の全斗煥によるクーデターの後、保守野党政治家の多くの政治活動が規制され、規制が解除されるまで有力政治家の政治参加は規制されていた。